

## 官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会（第12回）議事概要

### 1 日時

平成19年11月20日（火）15：58～18：05

### 2 場所

内閣府講堂

### 3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

秋池玲子、金丸恭文、立花宏、田中一昭、中野雅至、長谷川幸洋

（政府）

渡辺喜美公務員制度改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、

戸井田徹内閣府政務官

福井良次行政改革推進室長、株丹達也行政改革推進室次長

### 4 議事次第

（1）開会

（2）非営利法人（独立行政法人、公益法人）への再就職支援について

（3）随意契約、「わたり」あっせん等について

（4）「官民人材交流センターの制度設計について（報告）（素案）」について

（5）閉会

### 5 議事の経過

冒頭、田中座長から、センターの非営利法人（独立行政法人、公益法人）への再就職の支援の在り方について議論したい旨の発言があった。

これに対する各委員の意見の概要は以下のとおり

・長谷川委員から、独立行政法人や随意契約の在り方についてそれぞれ改革が進行中であり、そのような状況下でセンターが再就職先として引き受けるかどうかということだと考える。センター発足から3年後には引き受けることになるので、それまでは各省の判断に任せ、改革がなされてからセンターが引き受ければよいのではないかと。また、公益法人については、随意契約や補助金の関係がない再就職先であればセンターが扱ってもよいのではないかと意見があった。

・中野委員から、センターが非営利法人を扱わないこととするには反

対であり、改正国家公務員法がセンター発足からセンターへの一元化まで3年間の経過期間を置いているのは、センターが試行錯誤していく中で成功や失敗の教訓を学んでいくためのものと理解。したがって、この期間にセンターが非営利法人を取り扱わないとすると、猶予期間を設けた法の趣旨に合致しない、また、いずれ一元化して扱うのであれば、なぜ最初からやらないのか、ここをやらないとかえって逃げたと思われるという意見があった。

・立花委員から、再三にわたり申し上げているが、今般の改革の意義は、これまでの各省あっせんからセンターへの一元化であると理解しており、センター発足後も従来どおり各省だけがあっせんを続けていくのは説明がつかないのではないかと。合同懇でも公務員の経験がいかしやすいのは特殊法人や、民間企業でも所管業界という意見もあった。独法や公益法人改革等の問題については、それぞれの改革を進めていく中で解決していくべきであり、問題があればセンターが取り扱うなというのは、逆立ちした議論ではないかとの意見があった。

・秋池委員から、センターの経営という視点から見ると、今までと同じことを行いながら新しいあっせん先の開拓ができるのか疑問であり、センターは当初期は新しい業務に集中すべきである。また、国民の受ける印象として、各省あっせんにすべて委ねると批判されるが、センターがこれを引き受けたとしても、今までどおりのことをセンターが各省から引き継いだけと言われるのではないかと、さらに、独法等の見直しが進行している中で、状況を知らないセンターがそこにあっせんし、再就職に失敗したような場合の非難も考えておくべきではないかという意見があった。

・金丸委員から、センターが扱おうが、各省に任せようが、いずれにしても非営利法人に再就職する公務員はいることなので、どちらがやるのかという問題ではないか。センター発足当初期はコンパクトな体制でスタートすることとしており、非営利法人への支援は、センターの経営資源の配分の問題も考えると、各省に任せた方が無難ではないか。また、非営利法人、営利法人にかかわらず、随意契約など行き先との関係がグレーであると思われる再就職先は支援の対象から外すべきとの意見があった。

・中野委員から、センターが民間しか取り扱わないのであれば、内閣一元化をしないなら、なぜ総務省の現行人材バンクでやらないのかという議論になる。今回の改正は、官から民へということに加え、非営利法人でも、これまでのようにある省からはその関連法人に再就職するのではなく、他の省の関連法人にも行くようにするというのも一つの改革ではないかとい

う意見があった。

・田中座長から、このままでは両論併記という形になることもあり得るが、それは政府に結論を投げるということであり、それでいいのかとの発言があった。

・金丸委員から、非営利法人を扱うか扱わないかという各委員の意見は、対立している意見でも、全く理解できないというわけではなく、むしろメリット・デメリットの問題ではないか。一度それらを整理したらどうかという意見があった。

・立花委員から、(非営利法人への支援の是非は)メリット・デメリットの問題ではなく、原則の問題であるとの意見があった。

・田中座長から、非営利法人について、センターも各省にもあっせんさせないという意見はないということで合意しているとの理解でよいかとの確認がなされた。

・長谷川委員から、今の各省あっせんのシステムをそのままセンターが引き継ぐというのであれば、そこそこセンターの実績は上がり、機能しているようにも見えてしまう。それをさせずに、センターが全く新しい再就職先を探す努力をし、各省でも人材育成などのマインドを持って3年間を過ごすのでなければ、一元化後には大変なことになるという、いわばインセンティブを埋め込むように設計していくべきであるとの意見があった。

田中座長から、随意契約、補助金とセンターとの関係について議論したい旨の発言があった。

・中野委員から、昨今の状況から、随意契約と再就職の問題は関連させて議論しないと国民の理解を得られないものと考えるが、例えばコンピューターシステムなど随意契約先として馴染みやすい分野があることから、随意契約先全てがだめだとすると、民間の大企業には再就職できなくなり、今回の法改正の意味がなくなるのではないかと、他方、非営利法人に対しては、出身の省の随意契約先に行かせないということも考えられるのではないかと意見があった。

・立花委員から、随意契約が悪で一般競争入札が善という議論に陥りがちであるが、決してそうではなく、随意契約をしている相手側に対し、センターが一律に扱わないとするのは、あまりにも短絡的ではないかとの意見があった。

・中野委員から、資料を見ると、競争性のない随意契約がこれだけ圧縮できるというのは、逆に、今までいかに無駄が多かったかという証拠であり、随意契約と天下りを全く絡めないというのは国民の批判を浴びるのではな

いかという意見があった。

・金丸委員から、今回の改革は能力や人物を評価された再就職というのをうたい文句としており、本当にクリーンな状況を目指すのであれば、随意契約等に加え、監視委員会等でもチェックしてもらい、合理性のないような又は疑わしい相手先に再就職しない方がよいのではないかという意見があった。

田中座長から、野村委員から第10回懇談会に提出されたペーパーの「民間人への再就職あっせんは行わない」という、いわゆる「わたり」あっせんについて、素案の別添に7つ目の項目として盛り込むかどうか、盛り込むとする場合、再就職先への情報提供のみなら許されることとするのか、情報提供も含めて止めることとするのか議論したいとの発言があった。

・金丸委員から、「わたり」あっせんの禁止は、懇談会で出された主要な意見として、別紙には書くべきではないか。情報提供については、再就職に貢献するとは思えない情報を提供することはおかしく、非公式に入手する話。国民の懸念を払拭するためにも情報提供も行わない方がよいのではないかという意見があった。

・立花委員から、各省ヒアリングでは、各省とも情報提供を行っているとしているが、この問題は水掛け論になる。一般的な情報提供は、逐一チェックしきれないこともあることから、規制するのは難しい面があるが、それを越えて要求するのは論外と思うという意見があった。

・長谷川委員から、「情報提供を除き」などと書く必要はなく、官側が（官を辞めた）民間人の情報を提供するのは禁止すればよいだけの話であるという意見があった。

・中野委員から、「わたり」については、この懇談会のマターに近いと考えられることから、明確に書くべき。ただし、センターは原則公務員しか扱わないのであるから、余り深く議論しても意味がない、理念としてやらないということではないかという意見があった。

田中座長から、前回の合同懇談会において、素案について、サプライサイドからばかりで、ダイヤモンドサイドからの視点がないという議論があったが、どう考えるかという発言があった。

・秋池委員から、確かにこの懇談会では、ダイヤモンドに係する数値的な調査をしたわけではないが、今までの経験に即して考えてみると、公務員に対するダイヤモンドがまったくないということはないのではないかという意見があった。

・中野委員から、ダイヤモンドサイドからの議論はされていないと思う。転

職するという場合、普通は関連業界など馴染みのあるところに行くと思うが、公務員だけが、今までと全く異なる民間に行くという前提で制度設計すると、再就職できない人が多くでてくるのではないかと、個別の事例をどのように一般化していくなどの議論はしていないという意見があった。

・立花委員から、50歳代の後半にもなると、専門的能力を持ち合わせた者でないと民間企業への再就職は難しいのではないかとという意見があった。

田中座長から、報告の素案について、前回から修正した主要な部分の説明がなされ、センター懇の報告について、とりあえず「中間報告」を提出すればよいのではないかとという意見もあるが、まとめられるものであれば「報告」としてまとめたいと考えている、また、必要があれば、報告後に制度懇と合同でやれば済むし、他の方法もある、いずれにしても十分議論したいという発言があった。

<文責：内閣官房行政改革推進室（速報のため事後修正の可能性あり）>